



羽市協第426号
令和2年7月22日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

羽曳野市長 北川 嗣雄



「2020年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答について

平素は本市の市政運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2020年6月26日付けで要望のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

また懇談については、新型コロナウイルス感染症予防のため、申し訳ございませんが、お断りさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。

【担当】

羽曳野市

市民人権部市民協働ふれあい課

担当：藤野

電話 072-958-1111 内線 1070

【羽曳野市】「2020年度自治体キャラバン行動・要望書」について（回答）

【要望内容】

1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

【人事課】

行政に対するニーズが複雑・多様化する中で、基礎自治体としての役割と責任を果たすためには、その担い手となる人材を確保することが重要であると考えています。今後も、必要な人材の確保・育成、適正な職員配置に取り組んでいきたいと考えています。

2. 各市町村独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。

【政策推進課】

本市においては、市独自の支援策として、特別定額給付金とは別に、全市民へ1人1万円を給付する市民応援給付金や、各世帯へ本市内で使用できる商品券5,000円分の配付、中小企業・個人事業主へ休業要請支援金の支給等を行っているところです。今後も、国・府の動向を注視し、基礎自治体として必要な支援策等について検討してまいります。

3. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

【政策推進課】

国の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の動向や市民の生活状況に応じて、必要な施策を行うよう要望してまいります。

4. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

【こども課】

生活に困窮している家庭の子ども等を対象に、学習支援や相談事業をすすめ、子どもが安心して過ごせる居場所を地域と連携しながら確保し、支援する団体にその運営に係る経費を補助しています。生活習慣づけを支援するための調理体験を含めた食事提供も可としており、今後も継続的に実施していきます。

【福祉総務課】

生活困窮者自立相談事業の委託先である羽曳野市社会福祉協議会にて実施しているフードドライブ事業、特定非営利活動法人ふーどぼんく OSAKA との協定を利用し、生活に困られている方の食糧を支援できる体制を構築しているところです。

5. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

【教育総務課】

給食費について、給食の食材費は、学校給食法において、児童又は生徒の保護者が負担する旨規定されておりますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、小学校給食費の無償化を実施し、給食が再開した令和2年6月から令和3年3月まで本市が給食費を負担しております。また、中学校給食費の半額化も実施し、給食が再開した令和2年7月から令和3年3月まで本市が給食費の半額を負担しております。これを恒久的に継続することは財政状況的に困難と考えております。なお、小学校給食では経済的に支援が必要な世帯に就学援助制度による給食費の負担軽減を図っているところです。（令和2年度は給食費の無償化を実施しているため、支援はしていません。） 休校中の学校給食の提供は、本市において行う予定はありませんが、今後も児童の健全な育成のため、安全安心でおいしい給食の提供に努めてまいります。

【こども課】

新型コロナウイルス感染症対策の市独自支援策として、令和2年6月から令和3年3月までの10か月の間、認可保育施設等に通う児童の給食費については実質無償としております。

6. 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

【税務課】

税率・税額については、法令に基づき適正に課税してまいります。減免制度については、6月に送付しました納税通知書に同封している市税のしおりでお問い合わせいただきますよう周知しています。また、徴収猶予その他各種制度の内容については市ウェブサイト及び市広報紙に掲載しています。新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例制度の申請については、市役所来庁による感染症拡大防止の観点から、地方税ポータルシステム（eLTAX）による電子申請のほか、郵送での手続きも受け付けています。また、市ウェブサイトに申請様式なども掲載しており、ダウンロードして使用可能です。

【保険年金課】

国民健康保険料の負担の抑制に対しては、国民健康保険の構造的課題を解決する抜本的な財政支援を講じるよう更なる公費拡充を国に要望してまいります。国民健康保険の傷病手当金の制度は、社会保険の制度にあわせて、国民健康保険加入者で、サラリーマン等の給与収入のある「被用者」を対象としています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少が見込まれるときは、申請により国民健康保険料の全部または一部を減免できる場合があります。納付書に同封するチラシ等で、被保険者の方に周知をしています。なお、それぞれの手続については、羽曳野市のウェブサイトに必要な申請様式をアップしており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大

防止のため郵送での申請も可能としています。

【高年介護課】

介護保険料は、国、府、市の公費、被保険者で負担する割合が決められており、この仕組みの中で適正に算定いたします。引き続き、保険料算定の基礎となる給付費の適正化及び国に対する公費負担の引き上げについての要望を行います。保険料の減免については、これまでの災害や失業による大幅な所得の減少等による減免の他、令和2年2月から令和2年度末までの保険料については、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等について国の示す基準に基づき減免を実施いたします。当該減免申請書については、市ウェブサイトにて申請書をアップしており、ダウンロードが可能です。低所得者の保険料段階1から3段階までについては、国の施策による軽減の強化が図られております。

7. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

【生活福祉課】

生活保護の申請は、要否判定に係る資料として賃貸契約書の確認、世帯全員の預貯金の確認、年金証書や給与証明書等が必要となります。また相談者の状況に応じて他の法律や他の制度の活用など適切な助言も行っております。生活保護受給決定を円滑に行うためにも、ご対面での対応を実施しているところです。なお、三密を避けるためアクリル板設置や間隔を空けた対応など感染防止に努めています。

【福祉総務課】

住居確保給付金の申請等の必要な手続きは、国の迅速化の方針に従いながら簡素化を進めております。また、様式等の変更が多く現在申請書類のアップロードができていない状況ではありますが、自立相談支援機関へ問い合わせをされた方には、申請書類を直接送付するといった三密を避ける対策も講じているところであります。

8. 新型コロナウイルス感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査が受けられるように拡大してください。

【健康増進課】

本市では休日急病診療所や小児急病診療事業において、医師会や医療関係機関と連携を図り、感染症対策等にご指導をいただきながら、医療体制の確保や運営を行っております。令和2年度第2次補正予算（令和2年5月27日閣議決定）において、都道府県事業として妊婦に対する新型コロナウイルス感染症の検査体制整備が挙げられており、大阪府としての体制準備中と聞いております。

9. 堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

【健康増進課】

本市は保健所運営協議会に参画しており、大阪府藤井寺保健所と今後も連携をとり、自治体との連携が図られるよう努めてまいります。令和2年6月、厚生労働省は都道府県等に保健所即応体制整備指針を通知しており、これらの動向に注視しつつ、必要に応じ要望を行ってまいります。

10. マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

【災害対策課】

各機関等については、国、大阪府が確保したマスク、ガウン、フェイスシールド等について、順次各保健所に配布され、保健所から配布されているとお聞きしております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が完全な終息に至っていないことから、第2波、災害時の避難所開設に備え感染予防物資の備蓄を行っていく予定です。

【健康増進課】

この度、大阪府を通じ、厚生労働省にガウンを要求し、羽曳野市の保健分野で1万枚、市全体では計2万枚を確保しています。今後、医療機関や福祉施設の感染防止など必要時お配りを予定しています。また、厚生労働省より府医師会を通じ医療機関へ、マスク・消毒液・フェイスシールド・ガウンが配布されております。

【高年介護課】

マスク、アルコール消毒液等につきましては、国や大阪府と連携し各介護事業所へ配布を行っております。

11. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。

【健康増進課】

現在、新型コロナウイルス感染症に関わる支援策として、厚生労働省より「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」として病院や診療所に対しての補助支援があります。また、経済産業省より、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い経営的な影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧とするための給付金（「持続化給付金」）があります。国の第1次・第2次補正予算における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の動向に注視しつつ、必要に応じ要望を行ってまいります。

【高年介護課】

介護保険事業所に対しては、介護サービスを継続して提供できるよう「サービス継続支援事業」や感染症対策を継続的に行えるよう「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」などが実施されています。また、感染症の拡大により特に大きな影響を受けている事業所に対して一定要件により「持続化給付金」が支給されています。今後、国、府の対策等について注視のうえ情報提供に努めます。

【障害福祉課】

障害福祉事業所については、国の通知に基づき、報酬、人員・設備及び運営基準について、柔軟

な対応が可能となっており、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能となっています。本市においても、本通知に基づいた対応に努めているところです。

12. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

【福祉総務課】

教育部局と福祉部局等が行っていた連携会議を、生活困窮者自立支援法第9条に基づき支援会議として位置付け月1回開催しています。教育委員会の指導主事、スクールソーシャルワーカー、家庭児童相談室、CSW、生活困窮自立相談支援機関、福祉総務課、生活保護課で構成されており、要保護児童対策協議会対象の児童でもなくとも、また、本人同意がない個別ケースにおいても関係機関と情報共有を行い、支援体制の構築を進めています。

【こども課】

学校等の臨時休業期間中における対応として、国からの「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、要保護児童対策協議会の所属機関に対し、見守りの協力依頼を実施しました。今後も、各所属機関及び健康増進課との連携を密にして、可能な限り児童虐待・DVへの対応、防止を進めていきます。

【人権推進課】

人権推進課では、人権擁護委員による人権相談所の開設や、女性相談員による女性相談窓口を設置し、様々な悩みに対して適切な助言や必要な情報の提供を行うなど、相談者に寄り添う支援を行っています。その中でDV等、生命又は身体に危害を受ける恐れのある相談については、大阪府、警察及び関係部署と連携を図りながら相談者の安全の確保に努め、相談内容の多様化、複雑化により専門性を要するケースには、関係機関や関係部署と連携し、また、羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議や近隣市との情報交換の機会を設けるなど、市民が安心して相談できる体制づくりを図っています。今後もさらなる相談体制の充実に努めます。

13. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

【防災企画課】【災害対策課】

羽曳野市避難所開設・運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症に対して適切な避難所運営が行えるよう感染予防対策に関する内容の追加を行います。併せて、避難所における感染予防物資についても購入を予定しております。

【羽曳野社保協からの市独自要望】

1. 子育て関係

①給食は自校調理方式にし、中学校も全員給食を実施してください。

【教育総務課】

本市の学校給食は、小学校のみセンター方式による給食の提供を行っており、施設老朽化による

建替えを計画しております。自校方式による提供方式は、各学校敷地内に一定規模の給食室を整備する必要があるが、児童・生徒の動線や食材業者の車両搬入経路等を考慮した建設スペースを確保することに多くの学校で課題があるため、現段階ではセンター方式として検討しております。また、中学校は個々の食事量や嗜好等の多様化することを考慮し、現在は、家庭弁当とデリバリーランチ方式の選択方式としております。今後の喫食率や生徒、保護者の意向も勘案したうえで、センター建替え計画と並行した形で小学校と中学校の給食提供方式の方向性を今後検討してまいります。

②子どもの医療費助成の年齢を18歳まで拡充し、窓口負担を無料にしてください。

【保険年金課】

子どもの医療費助成は、対象の拡充を図ってきており、平成28年4月からは入通院ともに所得制限を設けず中学校卒業までの子までに拡充したところです。市としましては、国に対しては、国の制度として子どもの医療費助成の創設について、また、大阪府に対しては、府補助金の助成対象年齢の拡充及び所得制限の撤廃について、引き続き要望していきます。

③国民健康保険において子供の「均等割り」をなくしてください。

【保険年金課】

子どもにかかる均等割保険料の軽減については、保険料負担を緩和するため、市長会を通じて国・府に対して引き続き要望していきます。

④感染症予防や学習支援として早急に少人数学級の実現を。大阪府に教員の補充を要求し、どの子にも行き届く教育環境を作ってください。

【学校教育課】

教員の数について、小・中学校においては教職員定数法により教員定数が決められており、毎年の欠員数により新規採用者が府教委より配当されます。ただし、新規採用者のみでは、欠員が埋まらない状況もあり、小・中学校ともに臨時的任用職員で補充しております。小・中学校の教職員の雇用は、基本的に府教委に権限があり、市教委はその事務を行うことになっております。市教委としても子どもたちに質の高い教育を提供するためにも、学級定数の改善等とあわせ、さまざまな機会を通じて、国や府に要望を挙げております。

2. 生活保護受給者に対して

①被保護者世帯すべてにエアコンを設置してください。今年は特にコロナの影響で外出自粛やマスク着用で熱中症にかかる人が増えると思われます。「自宅にエアコン無し」は命にかかります。

【生活福祉課】

冷房器具の購入費用については、生活保護法による保護実施要領が一部改正され、保護開始や転居の場合などの要件該当者に購入を認めることとなっております。その他の世帯につきましては、社会福祉協議会の貸付制度の利用を案内しております。

②府条例で自転車保険が強制加入となっています、生活保護支給額に自転車保険料を追加してください。

【生活福祉課】

高等学校等に通学するため、通学用自転車の購入費用を認めており、防犯登録料、個人賠償責任保険料を給付対象としております。また、通勤用の自転車を利用される場合は必要経費として控除しております。

3. 高齢者施策に関して

① 高齢者のお出かけ支援としてバス料金の割引や、タクシー料金などへの補助をしてください。

【地域包括支援課】

高齢になられても、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていただくために、外出支援等含め高齢者支援の施策は大切なものと考えております。当市におきましては、寝たきり等で一般の交通機関の利用が困難な方（要介護4、5）については「在宅高齢者移送サービス」としてリフト付き福祉タクシーも利用助成をしています。

② 巡環バスの回数を増やすなど拡充してください。

【管財用地課】

羽曳野市公共施設循環福祉バスは、市民生活の利便性の向上と福祉の充実を図るため午前9時から午後5時過ぎまで、6路線84ヶ所の停留所を設置し、日曜日、祝日、年末年始を除いて月曜日から土曜日まで運行しています。市役所を発着点として14ヶ所の公共施設を結ぶもので、マイクロバス等を使い分け、ほぼ市内全域を網羅しているものと認識しています。今後とも乗降数や市民の声等を踏まえ、ルートや停留所の見直し、便数や発着時間の工夫等を図りながら、市民にとって利用しやすいものとなるよう努めてまいります。

4. 街角デイハウスに関して

街角デイハウスへの補助金を増やし、元気な高齢者の健康維持に補助をしてください。

【地域包括支援課】

大阪府の単独補助事業として創設された街かどデイハウスですが、府補助事業の見直しに伴い補助打ち切りとなっております。しかし、当市では街かどデイハウス補助事業を継続するべく、平成22年度からは地域支援事業費を活用するなど事業継続に対する努力をしております。現在の当市を取り巻く状況等を鑑みれば、補助金の増額は難しいと考えます。今後は、介護予防の観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みでの支援を研究する必要があると考えます。

5. 障害者問題について

障害者施設にもマスク・消毒液・フェイスシールドなどを大阪府と協力して必要数を配布してください。

【障害福祉課】

大阪府から協力いただきましたマスクについては、地域活動支援センター、相談支援事業所へ

配付させていただきました。

※ 回答については、現時点での考え方を示したものです。